

「議会運営に係る確認事項」等に関する事例集 一 平成23年度～一

《平成28年2月5日 現在》

項目	事例等の内容	確認等の時期
1 議長、副議長の選挙方法 ①議長選挙	<ul style="list-style-type: none"> 議長職の持ち回り順に当たる市町村から選出された議員が、議長の選挙を行う会議において地方自治法第107条の規定により年長の議員として臨時に議長の職務を行うことになり、議長の選挙に際し、同法第118条第2項の規定による指名推選にあたり自らを指名し、会議に諮ったところ、異議なく、議長に選任された。 	H27.7 臨時会
4 議案の取扱い（原則） ① 質疑と一般質問 ② 採決	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問は、提出議案の説明後、議案と一括議題とし、議案に対する質疑と併せて実施した。 質疑の内容を勘案し、また、討論が賛成のみであることから、議長が、議員打合せ会に諮り、了承を得て、議案を一括して起立採決を行った。 質疑等の内容、また、討論の通告が無いことから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議案1件ごと簡易採決を行った。 質疑等の内容、また、討論の通告が無いことから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議決不要の議案を除く全ての議案を一括して簡易採決した。 	H24.2 定例会～ H24.2 定例会 H26.2 定例会 H26.11 定例会 H27.2 定例会 H27.11 定例会
5 発言通告書並びに発言順序 ①無通告の発言（質疑、質問、討論） 【注】質疑、質問	<ul style="list-style-type: none"> 質疑、質問並びに討論については、発言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問並びに討論は真に必要な場合に限ることとして発言の申し出の確認を行わなかった。 議員全員協議会を招集告示日以前に開催し、提出予定議案の説明聴取等により発言通告書の提出に係る環境が整備されたため、質疑、 	H24.11 定例会 (H24.11 全員協) H24.10 全員協

	<p>《注》無通告の質疑、質問の取扱いについて 《本件、文書で確認》</p> <p>②無通告の発言（質疑、質問、討論）に係る順序</p> <p>③通告の討論の発言順序の決定に係る「くじ引き」の順序</p> <p>④通告の反対討論の発言順序の決定と反対議案数</p> <p>⑤質疑・質問の発言順序の変更</p>	<p>質問については、発言通告制を基本とした議事の運営を行うことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議における質疑、質問につきましては、議事運営の能率化をより一層進めるため、発言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問につきましては、真に必要な場合に限ることとする。 具体的な議事運営につきましては、発言通告による質疑、質問が終了いたしましたら、質疑、質問を申し出される議員につきましては、質疑、質問の終結を宣言する前に、申し出ただくこととする。 無通告の質疑、質問並びに討論の申し出があり、これを許可した場合の発言順序を議長が決定することについて議員打合せ会に諮り、了承された。 通告の討論の発言順序決定に係る「くじ引き」の順序を議席番号順とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。 通告の反対討論の発言順序決定に際しては、反対の議案数を考慮しないことを議員打合せ会に諮り、了承された。 副議長が質疑、質問を行うに際し、役職を考慮し、最終順位で行うこととし、議員全員協議会で了承された。 	H25.11 全員協～
			H24. 2 議員打合～
			H24. 2 議員打合～
			H24. 2 議員打合～
			H27.11 全員協 (平成27年 11月定例会)
6	<p>討論及び質問</p> <p>① 無通告の質疑、質問の発言時間</p> <p>② 無通告の討論の発言時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無通告の質疑、質問の申し出があり、これを許可した場合の発言時間については、答弁時間を除き、5分以内とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。 無通告の討論の申し出があり、これを許可した場合の発言時間については、3分以内とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。 	H24. 2 議員打合～

A	<p>その他</p> <p>《以下、文書で確認》</p> <p>(1) 傍聴等</p> <p>① 間接傍聴</p> <p>② 取材等の許可</p> <p>(2) 携帯電話等</p> <p>① 携帯電話</p> <p>② 携帯端末機器等の持込みによる使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 構成市町村の関係者等の傍聴は、別室において、間接（モニター、音声）傍聴を行う。 <p>《音声傍聴：H24.11 全員協、H24.11 定例会》</p> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関から取材、撮影及び録音の許可の申し出があれば、条件を付して許可を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話は、会議中、電源を切斷することを確認 <ul style="list-style-type: none"> タブレット端末やノートパソコンについては、議員が、質問や討論のために原稿、資料を閲覧し、また、他の議員、理事者等の発言を記録するため限り、持込み、使用することを許可する。ただし、キーボード、マウス、操作音、音声などが会議の支障とならないよう、また、他の議員の迷惑とならないよう節度を持って使用する。また、動画撮影、写真撮影及び録音は禁止する。 	<p>H23. 7 定例会～</p> <p>H23. 7 定例会～</p> <p>H24. 7 議員打合～</p> <p>H24. 7 議員打合～</p>
B	<p>協議又は調整を行う場</p> <p>議員全員協議会 (議員打合せ会)</p> <p>① 開催</p> <p>① ～1 開催（非公開）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市水道局との統合協議に関する説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。 平成24年11月定例会の企業長提出予定議案の概要説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。 定例会招集日の本会議開会前に議事日程を協議するため、議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 質疑終結後に本会議を休憩し、討論の通告の有無を確認するため、非公開の議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。 	<p>H24. 8 全員協～</p> <p>H24.10 全員協～</p> <p>H23. 7 定例会～</p> <p>H24. 2 定例会～</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市水道局との統合協議に係る企業団議会の議員の定数とその配分について協議するため、非公開の議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。《2月28日、3月5日、3月20日、3月29日、4月16日、8月6日》 ・企業団議会の議員の定数とその配分について、前期（H24.7.1～25.6.30）の申し送り事項を協議するため、非公開の議員打合せ会を開催した。 ・定例会の本会議閉会後に再開した議員全員協議会について、議員定数に関する件で企業団議会として意思形成の過程のため、これまでと同様に非公開とした。 	H25. 2 議員打合 H25. 2 全員協 H25. 7 議員打合 H27. 2 全員協
② 提出予定議案説明のための開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会における議論を深めるため、定例会開会日の10日程度前に提出予定議案の説明聴取等のための議員全員協議会を開催した。 	H24.10 全員協～
③ 議員以外の者の出席等	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、構成市町村議会間の情報共有のため、企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員及び選出企業団議会議員が欠席している市町村議会の議員の出席を要請した。 ・平成25年7月25日の協議会から、企業団議会議員を選出していない全ての市町村議会の議員16名について、企業団担当議員として、協議会に関する規程第7条により全ての会議に出席するとともに、8月6日の議員定数等調査委員会における「議員定数等調査のための議会運営の試行実施（案）」の決定、実施により協議会としての意思決定に加わることとされた。（終期は平成26年6月30日） 	H24. 8 全員協～ H25. 7.25 H25. 8. 6 《前項を変更》
④ 質問並びに意見 《以下、文書で確認（変更後を含む）》	<ul style="list-style-type: none"> ・質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に限り行うことができる。 	H24. 8 全員協～

	<ul style="list-style-type: none"> ・発言の順序は、企業団議会議員、次に企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員とする。 ・質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団担当議員（企業団議会の要請により選任された企業団議会議員を選出していない市町村議会議員）に限り行うことができる。 ・質問等は、企業団議会議員、企業団担当議員の区別なくできるものとする。 	H24.10 全員協～ H25.7 全員協～ 《前2項を変更》 H25.7 全員協～
⑤ 発言の方法 《以下、文書で確認》	<ul style="list-style-type: none"> ・質問並びに意見は、発言時間の制限は行わないが、会議時間に制約もあるので、より多くの議員が発言できるよう短時間で簡潔に行い、また理事者の説明、答弁も同様とする。 ・質問並びに意見を行うときは、拳手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において行う。 ・理事者の説明は指名を受け自席において行う。また、理事者が答弁をおこなうときは、拳手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。 	H24.8 全員協～
⑥ 提出予定議案の説明に係る質問 《以下、文書で確認（削除後を含む）》	<ul style="list-style-type: none"> ・提出予定議案の説明に係る質問は、「説明の中での制度、事実の確認や不明な語句などあくまでも説明中の不明な事柄に限って行う。」こととし、現状の問題点に係る対応策、また、施策、事業の今後の方針や方向性に関する質問、意見は定例会において質疑や一般質問の機会があるので、その際に行う。 	H24.10 全員協～
※企業団担当議員の質問に係る取扱い	<p>※企業団担当議員から提出予定議案に係る質問があり、議長が前記の申し合わせに基づき、質問を制止した。</p> <p>当該議員は定例会での質問機会が無いため、質問に対する回答については、全員協議会終了後、当該議員に理事者から説明を行った。</p>	※H.26.2 全員協

	<p>後日、議長の指示により、質問内容の重要性に鑑み、当該議員の了解を得た上で、質問と説明の内容について他の議員、担当議員に知らせることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出予定議案の説明に係る質問は、企業団議会議員に限り、企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員はできないものとする。 <p>⑦ 臨時会の招集請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員定数等調査委員会の設置に際し、会議規則第116条に規定する協議又は調整の場とするため、会議規則の一部改正を行うため、議員全員協議会において臨時会の招集請求を行うことを決定した。 <p>⑧ 議員の異動</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成市町村議会議員の任期満了に伴い、企業団議会議員の任期が終了した議員について議員全員協議会で報告を行った。 〔当該団体から同じ議員を候補者として推薦されることとなり、任期の始終期を明確にするため、報告を行った。〕 《島本町議会 岡田初恵議員》 <p>議員定数等調査委員会</p> <p>①開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業団議会の構成（議員定数とその配分）のあり方等について調査、検討、協議を行うため、開会した。《平成25年6月6日、6月26日、8月6日、8月22日、10月8日、平成26年2月4日、4月8日、5月9日、6月6日》 <p>②非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業団議会の構成（議員定数とその配分）のあり方等についての協議等については、意思形成過程のため、非公開一傍聴並びに取材、録音、撮影については認めないことで開会した。 <p>③委員以外の者の出席等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長は、構成市町村議会間の情報共有のため、企業団議会議員を選出していない市町村 	H25. 7 全員協 《本項を削除》
		H25. 5 全員協 (H25. 5. 9)
		H25. 5 全員協 (H25. 5. 9)
		H25.6.6～
		H25.6.6～
		H25.6.6～

	<p>議会の議員及び選出企業団議会議員が欠席している市町村議会の議員の出席を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年8月6日開会の委員会から、企業団議会議員を選出していない全ての市町村議会の議員16名について、企業団担当議員として、委員会に関する規程第7条により全ての会議に出席するとともに、「議員定数等調査のための議会運営の試行実施（案）」の決定、実施により委員会としての意思決定に加わることとされた。（終期は平成26年6月30日） 	H25.8.6～ 《前項を変更》
④質問並びに意見	<ul style="list-style-type: none"> 議員全員協議会の確認事項を準用することとし、以下のとおり確認された。 <ul style="list-style-type: none"> 質問並びに意見は、委員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に限り行うことができる。 発言の順序は、委員、次に企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員とする。 意見表明等議論を活性化するため、前項後段に拘らず、委員、未選出議会の議員等の順序を採らず、発言することとした。 上記2項目について以下の通り変更され、文書で確認された。 <ul style="list-style-type: none"> 質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団担当議員（企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会から選出）に限り行うことができる。 質問等は、企業団議会議員、企業団担当議員の区別なくできるものとする。 	H25.6.6～ H25.6.26～ H25.8.6～

	<p>⑤発言の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問並びに意見は、発言時間の制限は行わないが、会議時間に制約もあるので、より多くの委員等が発言できるよう短時間で簡潔に行い、また理事者の説明、答弁も同様とする。 ・質問並びに意見を行うときは、挙手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において行う。 ・理事者の説明は指名を受け自席において行う。また、理事者が答弁をおこなうときは、挙手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。 ・上記の「発言の方法」の2項目と3項目における発言に際しては、理事者の説明を除いては、「起立して」行うこととし、修正され、文書で確認された。 <p>⑥委員会報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長あてに委員長から報告書を提出した。 	H25.6.6～ H25.6.6～ H25.6.6～ H25.8.6～ H25.6.28 H26.6.26
--	---	--

D	<p><u>辞職願</u></p> <p><u>1. 議員辞職願</u></p> <p><u>①議長の議員辞職願</u></p> <p>・企業団議会議員は議長会の申し合わせに基づき任期が1年とされ、毎年、6月に議員改選、7月に任期開始としている。 副議長が、平成27年4月の統一地方選の市議会議員選挙に伴い、市議会議員の任期満了によりその身分を失ったため、企業団議会では平成27年6月の改選に際し、副議長が欠けた状況となった。 加えて、統一地方選による議員の失職のため、企業団議会としての成立要件が整わず、6月の改選期までの期間において臨時会を招集する暇がなく、やむなく、議員たる議長が議長に対し議員辞職願を提出し自身がその許可を行った。</p>	H27. 6月
---	---	---------